

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

市川三郷町は、甲府盆地の南西に位置し、周囲を富士山、八ヶ岳などの山々に囲まれ、町の北西境を富士川が流れる自然豊かな町であります。

人口約 14,500 人の町で、和紙、花火、印章など多くの伝統産業があり、なかでも「市川和紙」、「六郷甲州手彫印章」は、ふるさと名物応援宣言をし、町も地場産業への支援強化をしております。また、毎年8月7日に開催される「神明の花火大会」では例年約20万人の来場いただく大きな花火大会となりました。本町産業の中核をなしてきたのは町内事業者の大多数を占める中小企業等であり、中小企業等が地域経済や地域生活を支える基盤として大きな役割を担ってきています。

当町の商工業者の割合は業種別で、建設業83社17.5%、製造業111社17.5%、卸小売業153社24.1%、サービス業130社20.4%、飲食・宿泊業54社8.5%となっており、全般的に均等がとれた割合となっている。地場産業である製紙業者や印章業者の製造、卸小売業が多いのが特徴であり、飲食・宿泊業は弱く、特に宿泊業は5社と乏しいため、今後増加が見込まれるインバウンド対応にも力をいれていきます。

また、中部横断自動車道開通により、六郷インターができたため、工場誘致や周辺整備も積極的に進めていき、雇用の創出、定住の促進を図っていきます。しかしながら、昨今の本町の経済的・社会的環境は、経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少や社会構造の変化に直面しており、中小企業等を取り巻く環境は厳しい状況であります。

このような中、次代に引き継ぐべき経済の持続的な発展、町民生活の向上のためには、中小企業等の自主的な努力はもちろん、中小企業等が地域に果たす役割について、地域社会を構成する町民や行政等の様々な主体が共通認識を持ち、協働して中小企業等の振興に向けた取組を展開していきたい。

#### (2) 目標

市川三郷町としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、以下のとおり定める。

先進設備等導入計画の認定数 2件

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業からの多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

和紙、花火、印章などの伝統産業をはじめ、建設業、製造業、卸小売業など、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市川三郷町の全域を対象とする。

### （2）対象業種・事業

対象地域に記載のとおり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### （2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮した計画とし、人員削減を目的とした取組は先進設備等計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済発展に配慮した計画とし、公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者は認定の対象としない。